

けんりようご 権利擁護の そうだんコーナー

今月のそうだん

茶のしずく石鹸による 小麦アレルギー被害について

Q 私は、通信販売で「茶のしずく石鹸」を購入し、洗顔に使っていたのですが、ある朝、パンを食べた後に買い物に出かけたところ、目の周りが腫れ、呼吸が苦しくなりました。病院で診断してもらくと、石鹸を使ったことによる小麦アレルギーだと言われました。製造業者等には責任を問えないのでしょうか。

A (株)悠香等が製造販売していた「旧茶のしずく石鹸」(2010年12月7日以前の販売分)を使用したことにより、小麦や加水分解コムギ末を使用した製品を食べたり、使用したりした場合に、アレルギー症状が出るようになったという被害が全国に多発しています。

この石鹸は、美肌効果があるとして通信販売されていたのですが、アレルギー物質の加水分解コムギ末(グルパール19S等)が配合されていたため、使用することで、それまで小麦アレルギーではなかった方でも、加水分解コムギ末や小麦に対するアレルギー症状を発症する場合があります。

症例は、摂取後の湿疹や痒みなどのほか、アナフィラキシーショックの発症例も多く、特に重篤な「小麦依存性運動誘発アナフィラキシー」の場合、小麦含有食品を摂取した後に身体運動を行うことにより、呼吸困難になったり血圧が低下して意識レベルが低下したりする等の症状を発症し、直ちに対応しないと生命に関わる危険もあります。そのため、小麦含有食品の摂取をせずに生活していかなければなりません。

このアレルギー被害について、全国各地に弁護士団が結成され、石鹸の製造販売業者に対して製造物責任法に基づく損害賠償請求訴訟を提起すべく、準備をしています。

姫路にも、茶のしずく石鹸被害救済姫路弁護士団が結成されました。本件被害に心当たりがある方は、弁護士事務所(079-282-7067 石井法律事務所内)にご連絡いただければ、より詳しい説明を受けられますので、ご検討ください。

【姫路総合法律事務所 弁護士 土居 由佳】

ボランティア活動中の 万が一の事故に備えて

平成24年度 ボランティア 市民活動災害共済 受付中!!

この共済は、ボランティア活動者自身がケガをした(障害事故)、他人にケガをさせてしまったり、物を壊してしまった(賠償事故)などに備えていただくためのものです。

補償期間 平成24年4月1日
～平成25年3月31日

掛金 1名につき500円

※個人でも団体でも加入できます。

■ 申込み・お問合せ ■
宍粟市社協本部・各支部

◎結婚相談

宍粟防災センター
4月5日、19日(木)
午後1時30分～4時

◎心配ごと相談
(法律専門相談)
宍粟防災センター
3月23日、30日(金)、
4月6日、13日、20日(金)
午後1時30分～4時
※予約制となっています。
(山崎支部 62-5530)

◎介護・福祉相談

毎週月～金曜日
午前8時30分～
午後5時30分

常時、社協各支部の窓口で、介護に関する相談や苦情、福祉サービス等の相談を受け付けています。
お気軽にご相談ください。

※秘密は厳守します。相談は
いずれも無料です。市内に
お住まいの方が対象です。

総合相談所のお知らせ

暮らしの相談・お困りごととは社協へ！